き厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づ

○厚生労働省告示第百二号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法 (平成二十年厚生労働省告

示第九十三号) 第一項第五号の規定に基づき、 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費

用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者 (平成二十四年厚生労働省告示

第百四十号) の一部を次のように改正し、 令和六年六月一日から適用する。

令和六年三月二十一日

厚生労働大臣 武見 敬三

次の表のように改正する。

郭清、再建を伴うもの)	の他のもの
ツ K343―2 経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術(頭蓋底	タ K343―2 経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術 2 そ
ソ K319-2 経外耳道的内視鏡下鼓室形成術	ヨ K271 毛様体光凝固術 1 眼内内視鏡を用いるもの
レ K308-3 耳管用補綴材挿入術	移植術
夕 K305—2 植込型骨導補聴器(直接振動型)植込術	カ K259―3 ヒト羊膜基質使用自家培養口腔粘膜上皮細胞
7 濾過胞再建術(needle法)に限る。)	ワ K196―6 末梢神経ラジオ波焼灼療法(一連として)
ヨ K268 緑内障手術(2 流出路再建術 イ 眼内法及び	ヲ K176-2 脳硬膜血管結紮術
力 K259—2 自家培養上皮移植術	ル K147-3 緊急穿頭血腫除去術
ワ K 2 4 2 斜視手術 6 調節糸法	
ヲ K225―4 角結膜悪性腫瘍切除術	ヌ K082-7 人工股関節置換術(手術支援装置を用いるも
ル K217 眼瞼内反症手術 3 眼瞼下制筋前転法	骨烏口突起移行術を伴うもの
気刺激	リ K080―5 関節鏡下肩関節唇形成術 3 関節鏡下肩甲
リ K174 水頭症手術 3 シャント再建術	チ K077-2 肩甲骨烏口突起移行術
チ K169-3 内視鏡下脳腫瘍摘出術	手術を伴うもの)
ト K169-2 内視鏡下脳腫瘍生検術	ト K076─3 関節鏡下肩関節授動術(関節鏡下肩腱板断裂
◇ K145—2 皮下髄液貯溜槽留置術	⟨ K069-4 関節鏡下半月板制動術
ホ K142-8 顕微鏡下腰部脊柱管拡大減圧術	ホ K055―4 大腿骨遠位骨切り術
二 K080—7 上腕二頭筋腱固定術	オ波焼灼療法(一連として)
ハ K054-2 脛骨近位骨切り術	二 K053―2 骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジ
ロ K019-2 自家脂肪注入	ハ K022―3 慢性膿皮症手術
融合画像によるもの	口 K013-3 自家皮膚非培養細胞移植術
イ D413 前立腺針生検法 1 MRI撮影及び超音波検査	イ D412-3 経頸静脈的肝生検
は放射線治療を受ける患者	を受ける患者
五十九号)別表第一医科診療報酬点数表に規定する検査、手術又	五十九号)別表第一医科診療報酬点数表に規定する検査又は手術
一次に掲げる診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第一	一 次に掲げる診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第
は、次に掲げる患者とする。	は、次に掲げる患者とする。
額	定する厚生労働大臣が別に定める
厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の	厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の
改正前	
(傍線部分は改正部分)	

- X 3 4 7 9 K 3 4 7 8 内視鏡下鼻中隔手術Ⅲ型 (前彎矯正 (外鼻形成術) ネ K 3 8 8 8 - 3 内喉頭筋内注入術
- ツ K 4 7 6 5 乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼 灼 療法 (一連とし
- ナネ K 5 0 8 - 4 気管支バルブ留置術
- K 5 1 4 -2 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術
- K 5 1 4 7 療法(一連として) 肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼
- Δ 手術を併施するもの K 5 2 9 - 5 喉頭温存頸部食道悪性腫瘍手術 (消化管再建
- K 5 4 4 心腫瘍摘出術、 心腔内粘液腫摘出術 1 単独の
- ヰ K 5 4 8 3 アテローム切除アブレーション式血管形成術用カテー 胸腔鏡下によるもの 経皮的冠動脈形成術 (特殊カテーテルによるもの
- K 5 7 3 スタティック法 心房中隔欠損作成術 1 経皮的心房中隔欠損作

テルによるもの

- K 5 7 4 4 4 胸腔鏡下心房中隔欠損閉鎖術
- K 6 1 5 血管塞栓術(頭部 胸腔 腹腔内血管等) 3
- 門脈塞栓術 (開腹によるもの)
- 腔内留置術 K 6 3 5 4 腹腔鏡下連続携行式腹膜灌流用カテーテル腹
- K 6 4 5 -2 腹腔鏡下骨盤内臟全摘術
- 焼灼療法(一連として) K 6 4 5 - 3 骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波
- るもの (バイパス術を併施するもの) K 6 5 6 2 腹腔鏡下胃縮小術 2 スリーブ状切除によ
- K 7 0 0 -4 腹腔鏡下膵中央切除術
- K 7 7 3 | 7 腎悪性腫瘍ラジオ波焼 灼 療法 連として
- K 7 9 8 膀胱結石、 異物摘出術 3 レーザーによるもの

- (ボツリヌス毒素によるも
- K 4 7 0 頭頸部悪性腫瘍光線力学療法
- K 4 9 4 2 胸腔鏡下胸腔内 (胸膜内 血腫除去術
- K 5 1 4 2 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術 気管支形成を
- 伴う肺切除
- K 5 2 9 | 4 再建胃管悪性腫瘍手術
- K 5 3 3 3]視鏡的胃静脈 瘤 組織接着剤注入術
- K 5 5 5 2 経カテーテル弁置換術 3 経皮的肺動脈弁
- 置換術
- オ よるもの K 5 9 4 不整脈手術 4 左心耳閉鎖術 口 胸腔鏡下に
- K 6 1 6 7 ステントグラフト内挿術 (シャント)
- K 6 1 6 8 吸着式潰瘍治療法 (1日につき)
- K 6 1 7 下肢静脈 瘤 手術 4 静脈 瘤 切除術
- K 6 2 7 -2 腹腔鏡下リンパ節群郭清術 4
- K 6 5 3 6 内視鏡的逆流防止粘膜切除術 側方
- うもの) K 6 7 5 | 2 腹腔鏡下胆囊悪性腫瘍手術 (胆嚢床切除を伴
- エ よるもの K 6 9 7 -4 移植用部分肝採取術 (生体) 1 腹腔鏡に
- K 7 2 1 5 内視鏡的小腸ポリープ切除術
- K 7 3 2 -2 腹腔鏡下人工肛門閉鎖術(直腸切除術後のも
- サ のに限る。) K 7 4 0 -2 (悪性腫瘍に対するものを除く。 腹腔鏡下直腸切除・切断術(3
- 切除術及び4 経肛門吻合を伴う切除術に限る。 超低位前方
- K 7 4 6 -3 痔瘻手術(注入療法)
- K 7 5 5 3 副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法 連として)
- メ 機器を用いるもの) K 7 7 3 - 5 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術 (内視鏡手術用支援
- 3 K 7 7 3 6 腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術 (内視鏡手術用支

術、処置等及び定義副傷病名(平成二十年厚生労働省告示第九十 467に該当するもののうち、厚生労働大臣が定める傷病名、手 の額の算定方法別表19の診断群分類点数表の番号2466又は2 ア 五号)の表に規定する傷病名UO71又はUO72に該当する患 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用 を用いるもの) K 8 7 2 -3 K 8 0 9 K 8 4 1 8 K 8 4 1 -7 K 8 3 6 - 3 K 8 3 0 K 8 2 1 プ切除術 3 4 2 尿道狭窄グラフト再建術 腹腔鏡下膀胱尿管逆流手術 子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポ 腹腔鏡下停留精巢内精巢動静脈結紮術 精巣温存手術 経尿道的前立腺切除術 経尿道的前立腺水蒸気治療 組織切除回収システム利用によるもの (高圧水噴射システム (膀胱外アプロ イヌ 五号)の表に規定する傷病名U071又はU072に該当する患 術、処置等及び定義副傷病名(平成二十年厚生労働省告示第九十 054に該当するもののうち、厚生労働大臣が定める傷病名、手 の額の算定方法別表19の診断群分類点数表の番号4053又は4 き 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用 (機器を用いるもの) K 8 8 2 - 2 K 8 6 0 | 3 K 8 4 1 K 8 8 8 K 8 2 8 | K 8 2 3 K 8 0 0 M 0 0 1 -5 K 9 2 2 -3 K 9 3 9 - 9 K 9 1 7 -3 K 9 1 6 K 8 8 4 | 3 K 9 1 7 | 2 K 9 1 7 K 8 9 0 -4 K 8 8 4 -2 体外受精・顕微授精管理料 体外式膜型人工肺管理料 腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術 精巣内精子採取術 埋没陰茎手術 膀胱頸部形成術 腹腔鏡下腟断端挙上術 経尿道的前立腺吊上術 採卵術 自己骨髓由来間葉系幹細胞投与 ンナ型間質性膀胱炎手術 受精卵・胚培養管理料 胚凍結保存管理料 胚移植術 ホウ素中性子捕捉療法 切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算 人工授精 (膀胱頸部吊上術以外) (1日につき) (一連につき) (一連につ

	薬剤	番号
1	グルカルピダーゼ(遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第68条の2の規定により公表された注意事項等情報をいう。以下同じ。)として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	全ての番号
2	ラブリズマブ(遺伝子組換え)(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年5月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	242及び243
3	ソマプシタン(遺伝子組換え)(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1636から1639まで、1641及び1642
4	ペムブロリズマブ(遺伝子組換え)(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	2002、2003、2016及び2017
	デュピルマブ(遺伝子組換え)(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1515及び1516
5	デュピルマブ(遺伝子組換え)(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1514
	デュピルマブ(遺伝子組換え)(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1514
6	ソマトロピン(遺伝子組換え)(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1665
7	ウパダシチニブ水和物(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1153、1154、1156、1157、1161及び1162
8	リトレシチニブトシル酸塩 (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1531
9	フチバチニブ (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年6月26日に、医薬品 医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1042から1044まで、1050、1051、1060、1064 及び1067

10	ペグアスパルガーゼ(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年6月26日に、 医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1995、1998、2002、2003及び2005
11	ボレチゲン ネパルボベク (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法 (令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第23条の25第1項の規定により承認されたものに限る。) に係るものに限る。)	379及び380
12	トラスツズマブ デルクステカン(遺伝子組換え)(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年8月23日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	485から487まで、499から501まで、510、511 及び519
13	オラパリブ (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和5年8月23日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。) に係るものに限る。)	1736、1738及び1744
14	ジルコプランナトリウム (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	253から255まで、257及び258
15	エプコリタマブ(遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	2002、2003、2016及び2017
16	ペルツズマブ(遺伝子組換え)/トラスツズマブ(遺伝子組換え)/ボルヒアルロニダーゼ アルファ(遺伝子組換え)(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第 14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	969、970、978、979、995、1002から1004まで、1013、1014、1020及び1032
17	ロザノリキシズマブ(遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	253から255まで、257及び258
18	レカネマブ(遺伝子組換え)(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年9月 25日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	293及び294
19	セフィデロコルトシル酸塩硫酸塩水和物(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年11月30日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	全ての番号